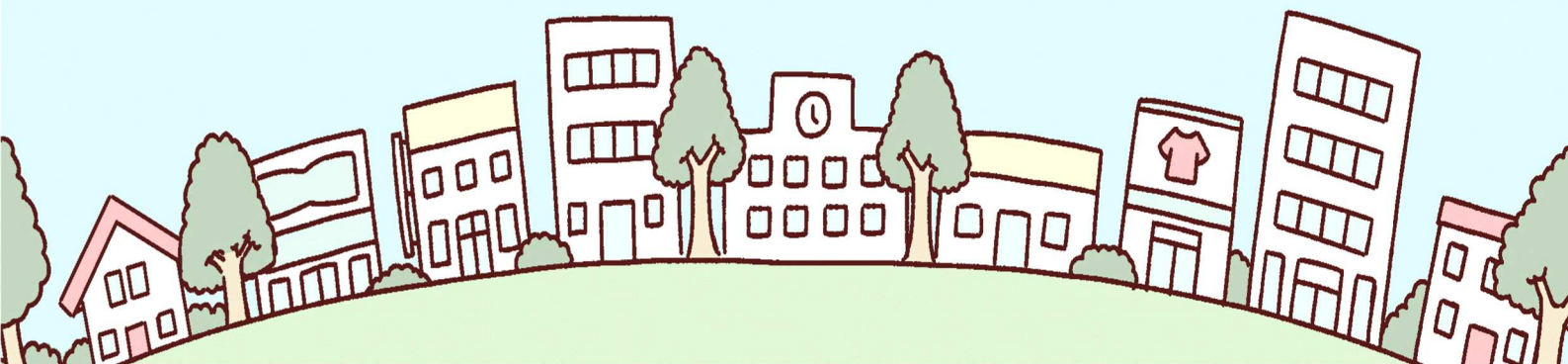


産業災害等遺児激励金交付事業



福島市社会福祉基金では、産業労働災害又は不慮の事故による遺児を対象に、**小学校・中学校を卒業する際に激励金の交付**を行っています。

応募
期限

令和9年 **2月19日** 金

※郵送の場合は当日消印有効

交付対象	産業労働災害又は不慮の事故（交通事故を除く）により両親もしくはそのいずれかを失った遺児（福島市に住民登録のある方）で、 小学6年生及び中学3年生の児童生徒の保護者
交付内容	激励金として小学校及び中学校卒業時に5万円を交付
申請方法	下記担当係までお問合せください。 【必要書類】 ・請求書（専用の請求書です。お問い合わせ後にお渡しいたします。） ・対象児童・生徒の保護者の振込口座のわかる通帳の写し ・戸籍謄本（発行後3か月以内のもので、写しも可） ※そのほか追加資料のご提出をご依頼する場合がございます。
支給時期	令和9年3月頃（予定）

社会福祉基金とは？

昭和47年に市民参加の社会福祉を目的として生まれ、市の積立金や市民の善意の寄附金をもとに、愛の手をさしのべようとする制度です。

【応募・問い合わせ】

福島市役所共生社会推進課地域福祉係
〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話 024-525-3760(直通)
Mail tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp